

## 5 県民経済計算の解説

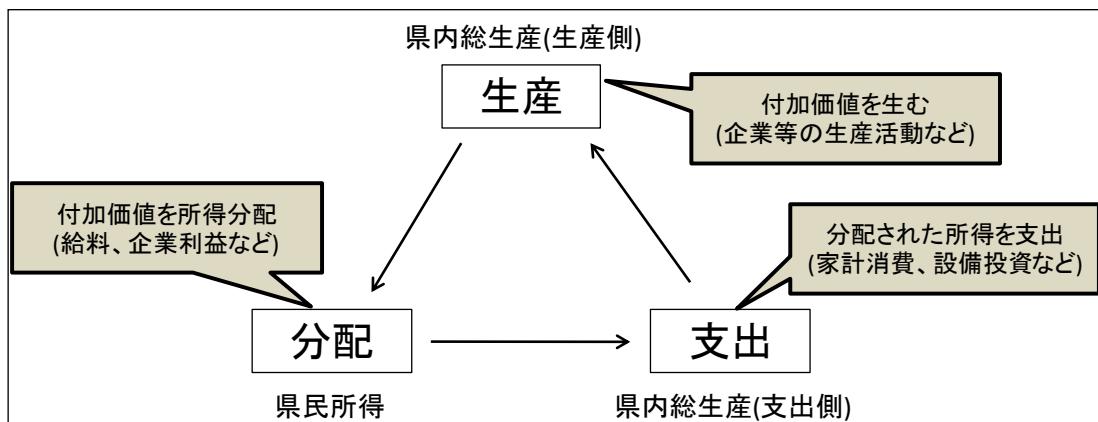
### 1 県民経済計算の概念

県民経済計算は、一定期間(1会計年度)において県内の、あるいは県民(個人だけでなく企業なども含む)の経済活動により新たに生み出された成果(付加価値)を計測するものである。

私たちは、各産業の生産活動によって財貨やサービスを「生産」し、新たな価値(付加価値)を生み出している。この生産で生まれた付加価値は、労働者や企業に賃金又は利潤として「分配」され、家計での消費や企業での設備投資等として「支出」される。

県民経済計算は生産、分配、支出という異なる側面から県経済という同一の付加価値を把握していることから、それぞれの値は理論的には等価である。これを「三面等価の原則」という。ただし、県内総生産と県民所得は評価基準が異なるため、値は一致しない(「2 県民経済計算の評価の基準」を参照)。

経済循環のイメージ



### 2 県民経済計算の評価の基準

#### (1) 県内概念と県民概念

県内概念とは、県内で生み出された付加価値をその生産に従事した者の居住地に関わりなく把握する概念である。一方、県民概念とは、県内居住者の経済活動によって生み出された付加価値額を、その生産活動の地域を問わずに把握する概念であり、県外での生産活動も含まれる。この場合の居住者とは個人だけでなく、企業、国、地方公共団体など経済主体全般に適用される概念である。

例えば、岐阜県に居住する人が東京都に所在する企業で働き、給料を受け取った場合、県内概念では東京都、県民概念では岐阜県の所得となる。

県民経済計算では、生産及び支出を県内概念で(ex. 県内総生産)、分配を県民概念で(ex. 県民所得)把握している。

## (2) 総(グロス)と純(ネット)

企業設備、建物等の固定資産は生産過程において年々減耗するため、この減耗分を将来の固定資本代替のための費用として評価・計上したもの等が固定資本減耗である。

県民経済計算では、この固定資本減耗を含んで付加価値を評価したものを「総(グロス)」、含まない場合を「純(ネット)」という。

県内総生産と県内純生産の関係を算式で示すと、以下のようになる。

$$\text{県内総生産} = \text{県内純生産} + \text{固定資本減耗}$$

## (3) 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、実際の市場で取引される価格により評価する方法であり、消費税等の「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」を含んだ価格表示である。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用(雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び固定資本減耗等)による評価方法であり、「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」を含まない価格表示である。

$$\text{市場価格表示の県内純生産}$$

$$= \text{要素費用表示の県内純生産} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}$$

## (4) 名目と実質

名目とは、その年度に実際に取引されている価格を評価基準にして表したものである。これに対して実質とは、ある年の物価を基準として物価変動を除去したもので、経済の実質的(物量的)な伸びを見る場合に用いられる。

なお、生産系列、支出系列ともに連鎖方式による実質化を行っている。

### ※連鎖方式

前年を基準年とし、毎年毎年積み重ねて接続する方法で、基準年が常に前年になるため経済実勢との乖離はほぼ生じないとされる。また、連鎖方式による実質値には加法整合性が成立しないため、総数と内訳の合計は一致しない。

## 3 取引主体の分類

### (1) 経済活動別分類(SNA分類)

経済活動別分類は、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所(実際の作業を行う工場や事業所)が統計の基本単位となっている。

経済活動別分類は、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなっている。

## (2) 制度部門別分類

制度単位は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計(個人企業を含む)及び対家計民間非営利団体の5つに分類される。

### ① 非金融法人企業

非金融の市場生産に携わる法人企業や準法人企業から成る。法人企業としては、営利社団法人(株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社)、医療機関等や、特殊法人等の一部が含まれる。市場生産に携わる非営利団体としては、医療サービスを供給する医療機関(医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む)や、介護保険による介護サービスを供給する介護事業者、さらには経済団体が含まれる。非金融法人企業は、行政による保有・支配に応じて、民間非金融法人企業か公的非金融法人企業に分かれる。

### ② 金融機関

金融機関は、全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業から成る。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれるとともに、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関と公的金融機関に分かれる。

### ③ 一般政府

一般政府は、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関からなり、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

### ④ 家計(個人企業を含む)

家計は、生計を共にする全ての居住者である人々の小集団を含み、自営の個人企業(非法人企業)も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者(持ち家)分も含まれ、不動産業(住宅賃貸業)を営むものとして記録される。

### ⑤ 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

## 4 県民経済計算の構成

### I 基本勘定

#### (1) 統合勘定

統合勘定は、財貨・サービスの取引、第1次所得(雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税、(控除)補助金及び財産所得)の配分及び移転取引を、制度部門を統合して記録し、一定期間における県の経済活動の結果を総括する。

##### ① 県内総生産勘定

この勘定は、県内における経済活動を総括する県内総生産を生産側と支出側から捉え、制度部門の所得支出勘定と資本勘定を統合している。

勘定の上段(1～5)は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって示した県内総生産(生産側)である。項目としては、雇用者報酬(県内活動による)、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、(控除)補助金で構成されている。

勘定の下段(6～11)は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって示した県内総生産(支出側)である。項目としては、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、県内総固定資本形成、在庫変動、財貨・サービスの移出入(純)、統計上の不突合で構成されている。

県内総生産は生産側と支出側で理論上は同額となるべきものだが、実際の推計の上では、それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、不一致が生ずる。この係数上の差額を統計上の不突合として支出側に計上し、生産側と支出側のバランスをとっている。

##### ② 県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、「県民可処分所得」の内訳と、その所得の使用状況を表している。

可処分所得とは、自分の意志で使用できる所得のことである。

家計だけではなく、非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、対家計民間非営利団体の可処分所得も合わせた県全体の数値である。

上段(1～3)は県民可処分所得の使用状況を表している。可処分所得の使用とは最終消費支出のことで、民間と地方政府等に分けられる。最終消費支出として使用されなかった分は県民貯蓄となる。下段(4～10)は、県民可処分所得の内訳を表している。

##### ③ 資本勘定

この勘定は、資本形成とその資本の調達とのバランスを制度部門について統合する資本勘定を示す。県民経済計算では非金融面の資産等の取引による変化について記録する。

この勘定においては、資本の調達側に県民貯蓄と域外からの資本移転(純)が記録され、統計上の不突合が控除される。資本形成側には、総固定資本形成(控除)固定資本減耗及び在庫変動が記録され、純貸出(+)/純借入(-)がバランス項目である。

#### ④ 域外勘定(経常取引)

この勘定は、県外との経常取引について記録されている。県外からの視点から記録されているため、県内から見るのとは受取と支払が逆になっている。経常取引と資本取引に区分されるが、県民経済計算の域外勘定では経常取引について記録している。

#### (2) 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、(1)非金融法人企業、(2)金融機関、(3)一般政府(地方政府等)、(4)家計(個人企業を含む)、(5)対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成されている。生産活動の結果発生した付加価値(所得)が、どの制度部門に配分され、さらに受け取った所得がどのような形式で再分配されたかが分かる。

#### (3) 制度部門別資本調達勘定

この勘定は、(1)非金融法人企業、(2)金融機関、(3)一般政府(地方政府等)、(4)家計(個人企業を含む)、(5)対家計民間非営利団体の5つの制度部門別に作成されている。資本の蓄積の形態とその為の資本調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものである。

## II 主要系列表

主要系列表は、経済活動別県内総生産、県民所得及び県民可処分所得の分配、県内総生産(支出側)からなる。

#### (1) 経済活動別県内総生産

経済活動別県内総生産は、一定期間内(1会計年度)に県内の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示す。  
実質化の方法については、連鎖方式を探る。

#### (2) 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得は、生産要素の提供の見返りにより、県内居住者が受け取った所得として把握される。これを制度部門面からみると、各制度部門に分配され、家計の雇用者報酬、一般政府(地方政府等)、家計・対家計民間非営利団体の財産所得、民間法人企業・公的企業・個人企業の企業所得を形成する。

県民可処分所得は、制度部門別には、受け取った所得から経常移転の支払を控除したもので、消費と貯蓄の合計に等しくなる。県全体では、市場価格表示の県民所得に経常移転の純移転が加えられ、県民可処分所得となる。県全体の可処分所得であるため、家計だけではなく、非金融法人企業、金融機関、一般政府(地方政府等)、対家計民間非営利団体の可処分所得も合わせた数値である。

### (3) 県内総生産(支出側)

県内総生産(支出側)は、家計、一般政府（地方政府等）の各部門が、一定期間内（1会計年度）に生産された付加価値の分配を受けた後、どれだけ消費や投資などに支出したかを把握したものである。

これらの合計は、理論上は生産側の総生産額と一致するものだが、実際には推計方法の相違により完全には一致しないため、「統計上の不突合」という項目によりその差を示している。最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入の需要項目ごとに把握し、これらに統計上の不突合を加えることによって求められる。

実質値は、生産側と同じく、連鎖方式による。

## III 付表

### (1) 一般政府(地方政府等)の部門別所得支出取引

一般政府(地方政府等)の所得支出取引を、地方政府である県及び市町村、地方社会保障基金の3部門に分割して表示している。部門別の所得支出取引をみることにより、一般政府(地方政府等)が県民経済に果たしている役割を詳細に把握するための表である。

### (2) 社会保障負担の明細表(県民ベースの家計及び雇主の支払)

社会保障基金の制度ごとの、雇主及び家計の負担を表している。

なお、この明細表は、社会保障負担にかかる県民ベースによる家計及び雇主の支払いを記録するものもあるため、その負担額(支払額)には、域外にある全国社会保障基金への負担(域外への支払)も含まれる。

### (3) 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表(社会保障関係)

社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付金(公的年金等)、他の社会保険非年金給付(退職一時金の一部等)、社会扶助給付(生活保護等)を制度ごとに表している。また、現物社会移転と現物社会移転以外の社会給付を区別することにより、一般政府の社会保障関連施策を詳細に把握することが可能になる。

### (4) 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別に生産者価格表示の産出額、中間投入、県内総生産、及び総生産の内訳項目を表章する。

経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して、生産者価格表示(商品が生産者の事業所において販売される市場価格)の県内純生産を求め、さらに、生産・輸入品に課される税(控除)補助金を控除して県内要素所得を求める。県内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

## (5) 経済活動別就業者数及び雇用者数

経済活動別の労働力の投入量を県内(就業地)概念及び県民(常住地)概念で、就業者数、雇用者数により表したものである。就業者は、雇用者、個人業主と無給の家族従業者からなる。

複数の事業所に雇用される者については、それぞれ重複して数えるため、国勢調査等の調査から得られる計数より就業者総数は大きくなっている。また、パート・タイム労働者についても、フル・タイム労働者と同様に1人としている。

## 5 用語の解説(五十音順)

あ

**営業余剰・混合所得**……生産活動における企業の貢献分として企業の手元に残る利益であり、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金とともに付加価値の構成要素の一つである。企業会計でいう営業利益に近い概念。混合所得とは家計部門のうち個人企業の取り分であり、事業主の労働報酬の要素も含まれるために混合所得と定義され、家計のうち持ち家分と区別される。営業余剰・混合所得は、原則として市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、一般政府及び対家計民間非営利団体は営業余剰等を生まない。

**SNA**……国民経済計算体系(System of National Accounts)のこと。世界各国が同一基準で国民経済計算を行うことを目的に、国際連合統計委員会で採択された国際的な体系である。県民経済計算においてもSNAに準拠し、現在は2009年に採択された2008SNAを採用している。

か

**家計最終消費支出**……家計(個人企業を除いた消費主体としての家計)の新規の財貨・サービスに対する支出であり、同種の中古品、スクラップ純販売額(販売額－購入額)は控除される。なお、土地造成と住宅建設は投資活動として民間総固定資本形成に含むため、この項目に含まれない。

### 間接的に計測される金融仲介サービス

(Financial Intermediation Services Indirectly Measured, FISIM) ……金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある(このような金融仲介機関に資金を貸す人々(預金者)には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する。)。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価値を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、「FISIM」である。

**企業所得**……企業所得とは営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類される。

**帰属計算**……帰属計算とは県(国)民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して実際には市場でその対価の受払いが行われなかつたにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。例えば、家計最終消費支出には持ち家に係る住宅賃貸料である帰属家賃や農家における農産物の自家消費等が含まれる。

**持ち家の帰属家賃**……実際には家賃の支払を伴わない自己所有住宅(持家住宅)についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなし、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。自己住宅所有者(家計)は、不動産業を営んでいるものとみなし、持ち家の帰属家賃は系列ごとの次の項目に含まれる。

- ① 生産面…不動産業を営む個人企業の生産額
- ② 分配面…(営業余剰・混合所得分は)個人企業所得
- ③ 支出面…家計消費支出

**寄与度**……ある構成項目の増減が、全体の増加率に対してどれだけ貢献しているかを示す指標。「寄与度(%)=当該項目の増減/前期の全体値×100」で計算され、各項目の寄与度の合計は全体の増加率と一致する。

**経済成長率**……県内総生産の対前年度増加率。

**経常移転**……移転とは、ある制度単位が、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨・サービスまたは資産も受け取ることなしに、財貨・サービスまたは資産を他の単位に対して供給する取引を指す。このうち、経常移転は、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とならないもので、資本移転と区別される移転であり、所得支出勘定に計上される。経常移転は、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。その他の経常移転は、非生命保険純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

**県外からの所得(純)**……県民所得から県内純生産を差し引いて求められる。県外との所得の受払には雇用者報酬、投資収益、財産所得が含まれる。

**県内総生産**……県内の経済活動により新たに生み出された成果(付加価値)であり、国でいう国内総生産(GDP)にあたる。

**現物社会移転**……一般政府(社会保障基金を含む)及び対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨及びサービスであり、それは一般政府または対家計民間非営利団体が市場で購入したあるいはその非市場産出として生産したものである。現物社会移転の内訳は、社会保障基金による医療保険及び介護保険給付分である「現物社会給付」と、家計に対して無料または経済的に意味のない価格で一般政府や対家計民間非営利団体によって提供される教育、保健等のサービスである「個別的非市場財・サービスの移転」からなる。

**県民可処分所得**……制度部門別では受け取った所得から経常移転支払を控除したもので、消費と貯蓄の合計に等しい。県全体では県民所得(市場価格表示)にその他の経常移転(純)を加えたもので、県民が実際に使用することができる所得を示している。

**県民所得**……一般に「県民所得」と言う場合は、要素費用表示の県民所得を指す。生産要素を提供した県内居住者に帰属する所得であり、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる。なお、ここでいう県民とは個人だけではなく、企業なども含むため、これを県の総人口で除した「1人当たり県民所得」は県民個人の給与や実収入の水準を表すものではないことには十分注意する必要がある。

**県民総所得**……県民総生産に一致するもので、県民が受け取った所得を総(グロス)概念及び市場価格表示で表している。分配系列では「県民総所得=県民所得(要素費用表示)+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税(控除)補助金」、支出系列では「県民総所得=県内総生産(支出側)+県外からの所得(純)」である。

**公的企業**……制度部門のうち非金融法人企業と金融機関は、それが政府による所有または支配があるか否かによって、公的か民間に区分される。具体的には、非金融法人企業や金融機関のうち、①政府が議決権の過半数を保有している、または、②取締役会等の統治機関を支配している(過半数の任免権を持つ)のいずれかを満たす場合に公的企業に分類される。

**固定資本減耗**……構造物、設備、機械等再生産可能な固定資産について、通常の摩損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故の損害等からくる減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。県民経済計算では、政府と対家計民間非営利団体を生産者として格付けしているため、これらの固定資産についても固定資本減耗は計上されている。なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む計数は“総”、含まない計数は“純”という言葉を付して呼ばれる。

**雇用者報酬**……生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさす。具体的には①賃金・俸給(現金給与、現物給与、給与住宅差額家賃等)②雇主の現実社会負担(社会保障基金、年金基金への負担金)③雇主の帰属社会負担(退職一時金等の無基金への負担金)の項目から構成されている。なお、雇用者とは、市場生産者、非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

さ

**財貨・サービスの移出(入)**……財貨サービスの移出(入)と直接購入から構成される。移出(入)とは県内居住者と非居住者間の財貨・サービスの取引であり、直接購入とは県内居住者(非居住者)による県外(県内)での財貨・サービスの直接購入である。ただし、生産要素(労働及び資本)に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは県外からの(への)所得となり、ここには含まれない。

**在庫変動**……企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。仕掛工事中の重機械器具、屠畜や商品用に飼育されている家畜も含まれる。

**在庫品評価調整**……県民経済計算では発生主義の原則がとられているため、在庫品増加は在庫の増減時点での価格で評価している。しかし、企業会計に基づく在庫関係データは先入先出法など様々な方法で評価されており、在庫増減には期首と期末の評価価格の差による分も含まれている。この評価方法の違いを調整するのが在庫品評価調整であり、企業会計データに在庫品評価調整を行うことで、県民経済計算の評価方法に変換している。

**財産所得**……ある経済主体が他の経済主体の所有するカネ・土地及び無形資産(著作権・特許権など)を貸借する場合、この貸借を原因として発生する所得の移転であり、利子及び配当、地代、著作権・特許権の使用料などが該当する。ただし、財産所得の賃貸料には、構築物(住宅を含む)、設備・機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まない。

**産出額**……生産活動によって生み出された財、サービスの総額のことで、一般的な出荷額や売上高の概念に近い。産出額から中間投入額を控除したものが総生産(付加価値)である。

**市場価格表示および要素費用表示**…… 市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税及び補助金(控除)を含んだ価格表示のことである。一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用(雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗)による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金(控除)を含まない価格表示のことである。

**実質**……ある年の物価を基準として物価変動を除去したもの。経済の実質的(物量的)な伸びをみる場合に用いられる。名目の項を参照。

**社会保障基金**……社会保障基金は、中央政府、地方政府と並ぶ一般政府の内訳部門の一つであり、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義される。具体的には、公的年金や共済組合の一部、独立行政法人の一部(年金積立金管理運用独立行政法人)などが含まれる。

**所得・富等に課される経常税**……経常移転の一部であり、所得税、法人税などのいわゆる直接税に相当する。ただし、相続税及び贈与税は資本移転に区分されるため、所得・富等に課される経常税には含まれない。

**生産・輸入品に課される税**……財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で、所得・富等に課される経常税と区別される。

**政府最終消費支出**……一般政府の生産額(中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から、他部門に販売した額(財貨・サービスの販売)と自己勘定による総資本形成(研究・開発)を差し引いたものに、現物社会移転(市場産出の購入、社会保障による医療費・介護費の給付等)を加えたもの。

**総固定資本形成**……有形又は無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源(種畜、乳牛、果樹等)、⑤知的財産生産物(研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア)を含む。なお、「防衛装備品」については基礎データの制約等から県別には実際の計測は困難であるため推計しない。

**総資本形成**……法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

**総資本形成に係る消費税**……総固定資本形成は消費税分が含まれる「グロス」ベースで記録されている。一方で、税法上、課税業者の投資に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除という）が採られている。このため、この控除分は「総資本形成に係る消費税」として、総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）については、この控除分を除いた金額で記録されている。グロスの総固定資本形成から、これら仕入税額控除分を除く処理は「修正グロス方式」と呼ばれる。生産側から県内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため一括して控除処理を行っている。

た

**対家計民間非営利団体最終消費支出**……対家計民間非営利団体により产出された財貨・サービスのうち、他の制度部門（家計）からの収入により賄われず、かつ、対家計民間非営利団体が自己消費として使い尽くした部分を示す。

**中間投入額**……中間投入とは、生産者による財貨・サービスの生産の過程で原材料費・光熱費・間接費等として投入された財貨やサービスを指す。生産者によるFISIMの消費も中間投入に計上される。一方、中間投入には、機械設備や建物等の固定資産の減価償却分や人件費は含まれず、それぞれ固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値に含まれる。产出額から中間投入を控除したものが付加価値である。

**貯蓄**……要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）や各種の経常移転の受取を合計した経常的収入から、消費支出や各種の経常移転の支払を合計した経常的支出を差し引いた残差である。なお、貯蓄は資本蓄積の原資として資本調達勘定に受け継がれる。

**デフレーター**……名目値から実質値を求める際に用いる物価指数。「名目値/デフレーター=実質値」となる。実質の項を参照。

**統計上の不突合**……県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため推計値に食い違いが生じる。この食い違いを統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。県民経済計算では、国民経済計算と異なり支出側に計上される。

な

**年金受給権の変動調整**……年金受給権の変動調整とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得の支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額には本項目は含まれない。

は

**1人当たり県民所得**……県民所得を県の総人口で除した値であるが、県民個人の給与や実収入の水準を表すものではないことには十分注意する必要がある。県民所得の項を参照。

**補助金**……一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。所得支出勘定では、一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれず、資本移転に含まれる。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。

ま

**民間最終消費支出**……民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。家計最終消費支出は、居住者である家計（個人企業を除く）の消費財及びサービスに対する支出である。居住用の固定資産に対する支出は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録される（持ち家の帰属家賃）。家計最終消費支出の内訳項目として、国連の個別消費の目的別分類(COICOP)に概ね準拠した13目的分類別消費が示される。対家計民間非営利団体最終消費支出は、対家計民間非営利団体の産出額（中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税）から財貨・サービスの販売と自己勘定による総資本形成（研究・開発）を控除したものである。

**名目**……その年度に実際に取引されている価格を評価基準にして表したもの。実質の項を参照。

や

**雇主の社会負担**……「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなる。

**雇主の現実社会負担**……雇主によって社会保障基金や年金基金に直接支払われるもので、社会保険や企業年金などが該当する。

**雇主の帰属社会負担**……退職一時金、公務災害補償（基金によらないもの）などの社会保障基金や年金基金によらず、雇主が雇用者の福祉のために負担する分。

**輸入品に課される税・関税**……輸入品に課される税・関税は、関税、消費税等からなるが、輸入する事業所の県に計上する。JSNAに準じ、経済活動別には配分しない。

ら

**連鎖方式**……実質化の方式の1つ。前年を基準年とし、毎年毎年積み重ねて接続する方法で、基準年は毎年更新。固定基準年方式では基準年から離れるほど経済実勢から乖離する傾向があるが、連鎖方式は基準年が常に前年であるため乖離はほぼ生じない。ただし、連鎖方式による実質値には加法整合性が成立しないため、総数と内訳の合計は一致しない。